

病理解剖体搬送等業務委託仕様書

京都市立病院（以下「病院」という。）の開設者である地方独立行政法人京都市立病院機構（以下「発注者」という。）が、本業務取扱いの業者（以下「受注者」という。）に病理解剖体の搬送その他の業務を委託するに際して、下記のとおり仕様を定める。

記

- 1 期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- 2 受注者は、病院から病理解剖を実施する旨、連絡を受けたときは、遅滞なく病院指定の場所に出向して、その指示に従い次の各項を行うものとする。
 - (1) 共通事項
 - ア 病院から連絡を受けてから、出向するまでの時間は、通常30分以内、深夜は40分以内であること。
 - イ 本業務に当たるための人員は、2名以上であること。
 - (2) 遺体を午前8時30分から午後6時までに解剖する場合
 - ア 受注者のストレッチャーを遺体の所在する病室へ搬送すること。
 - イ 病棟看護師の指示に従い遺体をストレッチャーに移し換え、解剖室へ搬送すること。
 - ウ 霊安室へ搬送後、脱衣させ、体重測定をしたうえで、遺体の顔と下腹部を白布で覆い解剖台の上に安置すること。
 - エ 霊柩寝台車は、北玄関ロータリー東端に待機させること。
 - オ 遺体の搬送先は、発車前に遺族との間で確認しておくこと。
 - カ 遺体は、解剖終了後、解剖室にて耳鼻口肛門等の詰め物処理後、着衣をして顔を白布で覆い、上布団を整えたくうえで受注者のストレッチャーにて霊安室に搬入し、病院の指定する場所まで速やかに搬送すること（上布団は霊安室に配置してあるが必要に応じて手配すること）。
 - キ 遺族は、同車を北玄関ロータリー東端で、乗車させること。遺族の要望や状況により、変更することもある。
 - ク 遺体搬送中使用された病院のリネン類等は、使用后、速やかに指定の場所へ戻すこと。
 - (3) 午後6時以降、翌日午前8時30分までに取り扱う場合は、上記（2）のア、イ、エ、オ、カ、キ、クを実施するほか、次の事項を行うこと。
 - ア 遺体を霊安室に搬送するに際し、遺族を同行させること。
 - イ 遺体は、霊安室に安置すること。ただし、ドライアイスが必要とする指示があったときは、別項に定めるところにより遺体に配置すること。
 - ウ 遺体を遺体冷蔵庫に搬入したときは、冷蔵庫の電源スイッチを入れること。また、搬出時には電源スイッチを切ること。
 - エ 霊安室、解剖室等には、病院当直者（警備担当者）の許可を得て立ち入ること。
 - オ 翌朝、霊安室に出向し、時間の指示がない場合は、午前8時30分に霊安室へ伺い、遺体を解剖室へ搬送すること。

- カ 遺体を解剖室へ搬送し、脱衣させ、体重測定後、遺体の顔と下腹部を白布で覆い解剖台の上に安置すること。
- (4) 上記(2)(3)において、霊安室へ搬送する前に放射線科画像検査室(MRI、CT等)を経由する場合がある(霊安室搬送後に検査を行う場合もある)。その場合は、病院の指示に従い、検査終了まで放射線科画像検査室前で待機すること。
- (5) 病院から出棺する場合は、上記(2)又は(3)の事項のほか、次の事項を行う。
- ア 解剖終了後、霊安室に搬入した遺体を納棺すること。
- イ 出棺は、本館地下東出口から行うこと。
- (6) 本院の都合で、解剖を他の病院へ依頼する場合は、遺体を指定した病院へ搬送するまでは、上記(2)(3)に準じて行うほか、次による。
- ア 遺体を指定の病院へ搬送した後は、その病院の指示に従うこと。
- 3 遺族が受注者以外の者に目的地への搬送を依頼した場合は、受注者は解剖終了後の霊安室への遺体搬入までを行うこととし、霊安室で受注者以外の者が自社ストレッチャーへ移し替え搬出することを原則とする。なお、遺族の意思表示等で混乱するケースがあったとしても、遺族の立場に立った対応を心掛けること。
- 4 受注者は、病院から病理解剖・手術に伴う臓器物など人体の一部を処理又はホルマリンを交換する旨の連絡があったときは、速やかに病院の解剖室に出向し、病理関係職員の立ち会いのもとに臓器物を収集し、京都市火葬場において焼却すること。
- 5 受注者は、毎月2回、北館4階の分娩室に出向し、看護師の立ち会いのもとに胞衣を収集し、京都市火葬場において焼却すること。
- 6 受注者は、病院から手術に伴う人体の一部を処理する旨の連絡があったときは、手術室に出向し、看護師の立ち会いのもと収集すること。
- なお、処理する旨の連絡があったときは、その日のうちに収集すること。
- 7 3、4及び5については京都市火葬場において焼却すること。このときの火葬場使用許可申請書は、病院(医事課)で受けとること。火葬料は病院において後納する。
- 8 前記2の(3)イにいうドライアイスは受注者において保存設備を有し、遺体の細胞破損防止又は遺体保存のため、病院が指示した必要量を適切に供給、配置すること。
- 9 受注者が実施する上記事項の料金は、毎月分、発注者に請求することにより支払うものとする。
- 10 受注者は、1、3、4及び5を搬送するときは、陸運局の営業許可を受けた車両(グリーンナンバー)を使用すること。
- 11 受注者により病院から遺体を目的地へ搬送する料金は、次により、発注者又は遺族の負担として精算するものとする。
- (1) 搬送先が京都市域内の場合は、貨物自動車運送事業報告規則第2条の2に基づいて届け出た運賃により、毎月分を発注者に請求すること。
- (2) 搬送先が、京都市域外の場合は、同届出運賃の基本料のみ発注者に請求すること。したがって、走行距離による搬送料(基本料を除く)は、遺族から徴収すること。
- 12 受注者は、前項料金以外に遺族から心付け等を受けてはならない。また、本業務が完了するまで、遺族の行う葬儀を勧誘してはならない。

- 1 3 前立腺がん密封小線源永久挿入治療等のため、旅行先等の死亡場所から発注者へ遺体搬送が必要となる場合も考えられる。その場合には、以下のとおり協力すること。
 - (1) 遠方からの遺体搬送が必要となった場合は、柩の手配、搬送準備等の対応ができる現地の葬儀業者の紹介、仲介等に協力すること。
 - (2) 霊柩寝台車で搬送可能な場所については、遠方であっても発注者への搬送に協力すること。
 - (3) 具体的な事例が生じた場合には、上記を含めた詳細を協議したうえで、できる限りの協力を迅速に行うこと。
- 1 4 発注者において隔年度に1回開催している慰霊祭につき、受注者は以下の通り協力すること。(開催年度は西暦における偶数年度である)
 - (1) 慰霊祭の開催日時および開催場所は、発注者から受注者に通知する。
 - (2) 会場に設置する祭壇、慰霊の碑、その他は別紙1を参照すること。
 - (3) 会場、椅子、音響設備は発注者が準備する。それ以外の物品は受注者が準備すること。
 - (4) 搬入車両の駐車場所は事前に発注者に確認すること。
 - (5) 器材の搬入は業務用エレベーターを使用し、患者さんの安全を確保したうえで搬送すること。
 - (6) 会場の設営は受注者が行い、発注者が指定する時間までに完了すること。
 - (7) 式典中は、参列者の誘導など行い、滞りなく式が執り行えるようにすること。
 - (8) 式典中に、式にふさわしい音楽を流すため、音源を準備すること。
 - (9) 慰霊祭終了後は受注者が撤収を行い、発注者の指定する時間までに完了すること。
 - (10) 前各条項に疑義が生じたとき、又は、新たな事項が生じた時は、発注者受注者協議の上、そのつど決定するものとする。
- 1 5 受注者は、口頭、印刷物、表示板等を通じ、病院において本業務を取り扱っているなどの広報活動を一切してはならない。
- 1 6 受注者が、本業務において、交通事故など万一発生した場合の一切の損害に関し、発注者は補償あるいは賠償の義務を負わない。
- 1 7 受注者は、4月から12月までの業務実績報告書を12月分の請求書提出時期に発注者へ提出すること。また、3月分の請求書提出時期に4月から3月までの1年間の業務実績報告書を発注者へ提出すること。
- 1 8 発注者は、受注者がこの契約条件に違反したとき、又は、その取扱いに不都合な点があると認められたときは、契約を解除することができる。
- 1 9 発注者、受注者双方は、本契約が遺体を病院指定の場所へ搬送、処理し終わるまでの取り決めであり、事後、遺族が自主的に行う葬儀行為とは関わりのないことを確認し、信義、誠実をもって条件を履行しなければならない。
- 2 0 前各条項に疑義が生じたとき、又は、新たな事項が生じたときは、発注者受注者協議の上、そのつど決定するものとする。

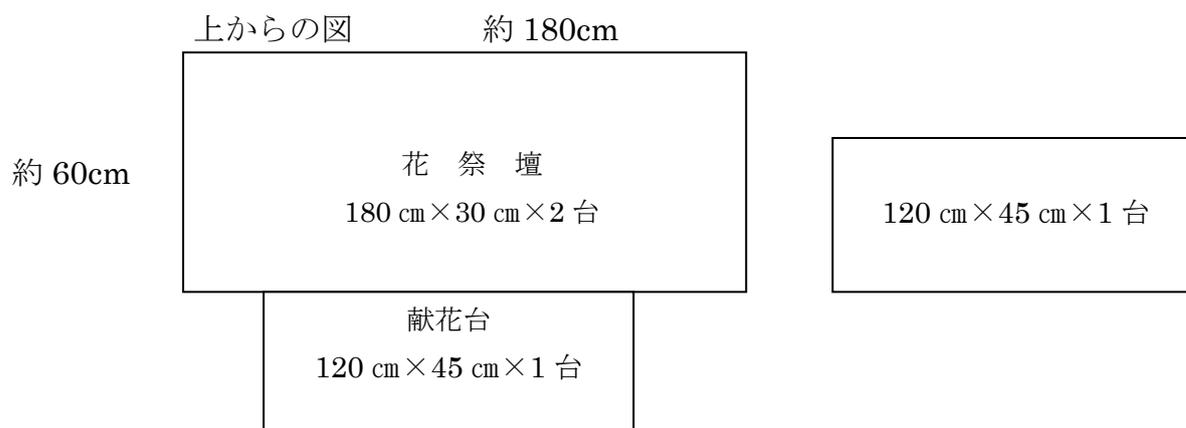
別紙 1

慰霊祭会場設営の委託の仕様書

1. 式典方式 献花式

2. 依頼物件

(1) 白菊による祭壇



ア 約 180cm×約 60cm 折畳み式長机 2 台分の面積

イ 祭壇の前に献花するための台 (サイズは厳密なものではありません。)

ウ 献花を備え付けるための台

エ 花の盛り付け方法、外観は、特に指定しません。

オ 受付用テーブル 180 cm×45 cm×1 台

(2) 慰霊の碑

ア 木の札に「物故者之霊位」と墨書してください。

(3) 献花用の白菊 約 60 本 (見込み)、1 本あたり 150 円程度とする

(4) 祭壇の周囲の白幕、後部の銀屏風及び白布について

・白 幕 15 尺 10 枚

・銀屏風 2 間

・白 布 長机を覆うことが出来るもの(3 枚程度)

(5) その他

ア 案内表示板 必要台数 (3~5 台程度)

イ 芳名帳等通常必要品

※会場、椅子、音響設備は発注者のものを使用。それら以外の上記物品を受注者が準備する。